

おおぶしじんけん そんちよう だれひとりこのこ すいしんじょうれい 大府市人権を尊重した誰一人取り残さないまちづくり推進条例

れいわ ねん がつ にちおおぶしじょうれいだい ごう
令和5年3月23日大府市条例第1号

じんけん すべ ひと う まれながらにして持つ固有の権利であり、いつの時代においても
最大限尊重されなければならないものです。世界人権宣言では、「全ての人間は、生まれ
ながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」とされ、全ての人は、
権利と自由とを享有できることを謳っています。また、近年、国際社会においては、誰一
人取り残すことなく全ての人の人権を実現するための「持続可能な開発目標（SDGs）」
が示され、企業活動における人権尊重の指針である「ビジネスと人権に関する指導原則」
が策定されるなど、社会経済活動における人権の尊重が求められています。

ほんし では、これまで、性別にかかわらず誰もが活躍できる男女共同参画社会の実現を目
指し、おおぶ男女共同参画推進条例を制定したほか、おおぶし いじめの防止等に関する条
例の制定、大府市高齢者・障がい者虐待防止センターの設置、全国に先駆けて制定した
大府市認知症に対する不安のないまちづくり推進条例、大府市成年後見制度の利用の促進
に関する条例、大府市障がいのある人のコミュニケーション手段の利用の促進に関する
条例及び大府市犯罪被害者等支援条例の制定等を通じて、女性、子ども、高齢者、障が
い者、犯罪被害者等の権利を守るための取組を市民と一体となって推進してきました。さ
らに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に端を発し、新型コロナウイルス感染症に
かかっていることや予防接種を受けていないことを理由とした不当な差別が社会的な問題
となっていたことを受け、大府市感染症対策条例に差別的取扱いを禁止する文言を明記
し、いち早く市民に対し人権尊重の強いメッセージを発信しました。

しかしながら、いまもなお、年齢、障がい、疾病、性別、性的指向、性自認、職業、出身、
人種、国籍、言語、信条その他の事由による様々な差別や偏見は存在し、差別意識や偏見
に基づく言動が多くの人々を傷つけ、私たちの安心安全な暮らしを脅かしています。最近
では、インターネット上での悪質な書込みや誤った情報の流布による人権侵害、ヤング
ケアラーと呼ばれる子どもたちの存在など、情報化の進展や社会情勢の変化に伴い、人権
に関する課題の複雑化及び多様化が進んでいます。

人権侵害は、一人ひとりが異なる個性を持つことに対する無理解と無関心を原因として
起こっており、私たちの誰もが、無意識的に又は間接的にその当事者となる可能性があり

ます。

私たちが大府市民は、「人権侵害を許さない」という強い決意の下、自ら考え主体的に行動し、互いの多様性を認め合い人権を尊重することによって、誰一人取り残さない、誰もが住み続けたいまちの実現を目指し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、人権を尊重したまちづくりについて、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権に関する施策の基本となる事項を定めることにより、人権に関する施策を総合的に推進し、もって人権を尊重した誰一人取り残さないまちを実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 人権を尊重した誰一人取り残さないまちづくりは、次に掲げる基本理念にのっとり推進するものとする。

- (1) 一人ひとりを個人として尊重すること。
- (2) 異なる個性を尊重し、多様性を認め合うこと。
- (3) 全ての人を社会的孤立や排除から守り、社会の一員として包み支え合うこと。

(人権侵害行為の禁止)

第3条 何人も、家庭、職場、学校、地域、インターネット上その他あらゆる場所及び場面に於いて、年齢、障がい、疾病、性別、性的指向、性自認、職業、出身、人種、国籍、言語、信条その他の事由による差別、いじめ、虐待、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、プライバシーの侵害その他の人権を侵害する行為(第5条第1項において「人権侵害行為」という。)をしてはならない。

(市の責務)

第4条 市は、市政の全てにおいてこの条例の趣旨を踏まえ、施策を総合的に推進しなければならない。

2 市は、人権に関する施策の実施に当たっては、人権擁護委員並びに国、県その他の関係機関及び関係団体(第7条第1項において「関係機関等」という。)との緊密な連携を図るものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、人権侵害行為に関し、誰もが被害者にも加害者にもなり得ることを認識し、人権に関する理解を深めるよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する人権に関する施策に協力するよう努めなければならない。
(事業者の責務)

第6条 事業者は、人権に関する理解を深めるとともに、事業活動を行うに当たっては、人権尊重の視点に立って取り組むよう努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する人権に関する施策に協力するよう努めなければならない。
(相談及び救済)

第7条 市は、市民一人ひとりが安心して気軽に人権に関する相談ができ、適切な救済が受けられるよう、関係機関等と連携し、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、人権に関する相談に対し、相談者の気持ちに寄り添って対応し、必要の都度、関係機関につなぎ、救済に努めるものとする。
(教育及び啓発)

第8条 市は、人権を尊重し、多様性を認め合う風土を醸成するために必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 市は、人権の尊重に関する教育及び啓発を保育園、小中学校その他子どもが活動する場等において推進するものとする。
(大府市人権施策推進アドバイザー)

第9条 市は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第174条第1項の規定に基づき、人権に関する課題の種類に応じ、大府市人権施策推進アドバイザー(次項において「アドバイザー」という。)を置くことができる。

2 アドバイザーは、人権に関する施策の推進に関し必要な調査及び助言を行う。
(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。